

○老人福祉法

第三章 事業及び施設

(老人居宅生活支援事業の開始)

第十四条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。

(変更)

第十四条の二 前条の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(廃止又は休止)

第十四条の三 国及び都道府県以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

○老人福祉法施行規則

(老人居宅生活支援事業の開始の届出)

第一条の九 法第十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
 - 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 三 条例、定款その他の基本約款
 - 四 職員の定数及び職務の内容
 - 五 主な職員の氏名及び経歴
 - 六 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
 - 七 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）
 - 八 事業開始の予定年月日
- 2 法第十四条の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。

(老人居宅生活支援事業の変更の届出)

第一条の十 法第十四条の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。

(老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出)

第一条の十一 法第十四条の三に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に便宜を受け又は入所している者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

○沖縄県老人福祉法施行細則

(老人居宅生活支援事業開始届)

第3条 施行規則第1条の7の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届（第1号様式）によらなければならない。

(老人居宅生活支援事業変更届)

第4条 施行規則第1条の8の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届（第1号様式の2）によらなければならない。

(老人居宅生活支援事業廃止届等)

第5条 施行規則第1条の9の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（第1号様式の3）によらなければならない。